

福島県保健福祉部事務改善業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「福島県保健福祉部事務改善業務」において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託予定者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

1 目的

当部業務は、外部申請や内部事務手続きが紙ベースで数多く行われているため、一部職員の業務負担過重となっている（職員の超過勤務時間が過大となっている）。一方、これらの業務の改善を検討しようにも上述の状況も相まって、研究、検討の時間を割くことができないのが現状である。

また、業務改善策の一つとして、デジタル技術の導入があげられるが、デジタル技術やツール、導入手順など専門的な知見を持つ職員も少ない。

これらの状況を踏まえ、職員がデジタル技術に関する知識を得る機会を創出するとともに、デジタル技術の試行導入や効果検証を支援することで、部内の業務・事務の効率化、県民の利便性向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

福島県保健福祉部事務改善業務

(2) 業務内容

別紙1「福島県保健福祉部事務改善業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約日から令和8年10月30日（金）まで

(4) 委託契約額の上限額

1, 478, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

プロポーザル参加者の資格要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第

1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 福島県の県税、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- (6) 本業務を実施するにあたり、契約開始日より円滑な業務運営を行うこと及び県の要求に応じて即座に対応することが可能な体制を整えていること。

4 プロポーザルに関する手続き

- (1) 本要領等に関する質問の受付

ア 提出書類：質問書（様式第1号）

イ 提出期限：令和8年5月27日（水）17時

ウ 提出方法：電子メールによる。（送信後に電話で到達確認を行うこと）

エ 回答方法：提出された全ての質問と回答を、令和8年5月29日（金）（予定）までに、回答書（様式第2号）により福島県保健福祉部保健福祉総務課のホームページに掲載する。

オ その他：質問等がない場合は、質問書の提出は不要。

- (2) 参加表明書の提出（必須）

ア 提出書類：参加表明書（様式第3号）

イ 提出期限：令和8年6月2日（火）17時

ウ 提出方法：電子メールによる。（送信後に電話で到達確認を行うこと）

エ 資格審査結果の通知：本プロポーザルの参加資格を有しないと判断される場合、速やかに通知する。

(3) 企画提案書等の提出（必須）

ア 提出書類：次の書類を提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

- ・本業務に係る具体的かつ詳細な実施方針を明らかにすること。
- ・スケジュール、業務実施体制等を図表により明らかにすること。
- ・その他、仕様書等を踏まえ必要な内容を記載すること。

② 事業費積算書（任意様式）

- ・事業費の総額及び内訳を明らかにすること。

③ 暴力団等反社会的でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

④ 定款の写し

⑤ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑥ 会社の概要に関する資料

イ 提出期限：令和8年6月8日（月）正午

ウ 提出方法：県の指定するストレージサービスにアップロードすること。

※URL等については、参加申込書を提出した者に個別に連絡する。県の指定するストレージサービスを使用できない場合は、別途調整する。

エ その他：以下の点に留意すること。

- ・本プロポーザルは、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を業務委託予定者として選定することを目的としていることから、契約段階における県と委託予定者の協議により、委託仕様書の内容は企画提案時から変更となる場合があるものとする。

(4) 失格又は無効

ア 提出者が上記3に定める要件を満たしていない場合。

イ 事業費積算書の金額が上記2(4)に定める委託契約額の上限額を超える場合。

ウ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

エ 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

オ 虚偽の内容が記載されている場合。

カ プロポーザル審査委員会の委員または関係者に企画提案書に対する援助を直接的または間接的に求めた者が提出した場合。

キ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ク 企画提案書等の提出から契約までの間に、提案者（役員等）が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

コ 下記プレゼンテーションに出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態による場合を除く

サ その他本募集要領又は福島県があらかじめ指示した事項に対する重大な違反が認められる場合。

(5) その他

- ア 企画提案に要する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- イ 参加表明書の提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類の記載内容等を確認するためなど、必要に応じて提案者に対し問い合わせをすることがある。
- オ 提出された書類は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- カ 提出された企画提案書等は福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

5 企画提案の審査

(1) 審査方法

企画提案の審査は、「福島県保健福祉部事務改善業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、参加表明のあった者からの企画提案書等に基づくプレゼンテーションにより1社を選定する。

審査委員の合計得点が満点の6割以上に達し、最も優れた提案書を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）に選定する。

(2) 審査委員会（プレゼンテーション）の開催

ア 開催日時及び場所

- ・日 時 令和8年6月9日（火）（予定）
- ・場 所 西316会議室（県庁西庁舎3階）

※日時等の詳細については、参加対象者に別途通知するものとする。

イ 留意事項

- ・出席は3名以内とする。
- ・企画提案書等の説明を20分以内、委員からの質疑への応答を10分程度とする。
- ・説明に際して用いることができる資料は、事前に提出のあった企画提案書等のみとする。

(3) 評価基準

項目	視点
理解・取組意欲	・業務の趣旨理解、取組意欲 等
業務実績	・同類業務の受託実績 等
業務遂行能力	・業務実施体制 ・業務に係る知見、経験、能力 ・業務スケジュール 等
企画提案内容	・具体的な業務実施方法、進め方 ・同種業務実績の業務への活用 ・職員のデジタル技術の理解醸成、導入意欲の向上 ・デジタル技術の導入支援 ・職員自ら運用可能な仕組み 等
業務経費	・業務経費（内容、数量、単価）

(4) 審査結果の通知等

プレゼンテーションの結果は、企画提案の採用、不採用にかかわらず、書面により後日通知する。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

6 契約等に関する事項

(1) 仕様書等の協議

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

なお、仕様書の内容は別紙1「福島県保健福祉部事務改善業務委託仕様書」を基本とするが、企画提案内容も踏まえ、変更が生ずる場合がある。

(2) 契約手続き

(1)を踏まえ、業務委託予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

(3) その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、または業務委託予定者が契約を辞退したい場合は、審査結果において総合得点が次点であった参加者と協議する。

7 その他

- (1) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

- (2) 本プロポーザルの実施において知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。

7 主なスケジュール

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 公募受付開始 | 令和8年5月25日(月) |
| (2) 質問受付 | 令和8年5月25日(月)～27日(水) 17時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年5月29日(金) (予定) |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和8年6月2日(火) 17時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年6月8日(月) 正午 |
| (6) 審査委員会 | 令和8年6月9日(火) (予定) |
| (7) 業務委託予定者決定 | 令和8年6月上旬(予定) |
| (8) 契約締結 | 令和8年6月中旬(予定) |

8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県保健福祉部保健福祉総務課（担当：佐藤（祐））

住 所：〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎7階）

電 話：024-521-7219

電子メール：hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp